

# 札幌市障がい・医療的ケア児保育事業費補助金交付要綱

(平成8年3月31日民生局長決裁)

一部改正平成9年3月31日  
一部改正平成10年3月31日  
一部改正平成11年3月18日  
一部改正平成14年4月1日  
一部改正平成15年4月1日  
一部改正平成16年4月1日  
一部改正平成18年6月14日  
一部改正平成18年9月29日  
一部改正平成20年3月31日  
一部改正平成22年8月31日  
一部改正平成23年3月23日  
一部改正平成24年3月30日  
一部改正平成25年3月29日  
一部改正平成27年3月31日  
一部改正平成28年3月31日  
一部改正平成29年3月31日  
一部改正平成30年3月30日  
一部改正平成30年12月12日  
一部改正平成31年3月27日  
一部改正令和2年3月31日  
一部改正令和4年3月2日  
一部改正令和5年2月17日  
一部改正令和5年3月24日  
一部改正令和6年1月26日  
一部改正令和6年3月31日  
一部改正令和7年3月31日  
一部改正令和8年4月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、以下を目的として障がい・医療的ケア児保育事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

- (1) 障がい児保育にあつては、心身に障がいを有する児童を他の児童と集団保育をすることにより、障がい児の成長発達を促進するとともに児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
- (2) (1)において、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（以下「多様な事業者の参入促進事業」という。）の実施により、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの良質かつ適切な保育等の提供体制の確保を図る。
- (3) 医療的ケア児保育にあつては、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し看護師を配置し、集団保育及び医療的ケアを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた、同法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7号に規定する施設をいう。

- (3) 保育所型認定こども園 法第39条第1項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第3条第1項の認定を受けている施設をいう。
- (4) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。
- (5) 保育所等 前号までに掲げる施設をいう。
- (6) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園または同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (7) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）であって、法第34条の15第2項の規定により、札幌市長（以下「市長」という。）の認可を受けた事業所をいう。
- (8) 保育所等及び地域型保育事業所等 前号までに掲げる施設をいう。
- (9) 実施事業者 次条に掲げる事業を実施する保育所等の設置者をいう。
- (10) 補助事業者 前号に掲げる実施事業者のうち、本要綱に基づく補助金の交付を受けた者をいう。

（補助対象児童）

第3条 この要綱に基づく補助金のうち障がい児保育事業費補助金の対象となる児童は、保育所等の入所児童のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもであり、かつ、札幌市障がい・医療的ケア児保育事業実施要綱（平成18年9月29日子ども未来局長決裁。以下「実施要綱」という。）第3条に規定する対象児童をいう。また、医療的ケア児保育事業費補助金の対象となる児童は、保育所等及び地域型保育事業所等の入所児童のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項に規定する子どもであり、かつ、実施要綱第3条に規定する対象児童をいう。なお、多様な事業者の参入促進事業費補助金の対象となる児童は、各認定こども園（ただし、学校法人立の認定こども園を除く）の入所児童のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子どもであり、かつ、実施要綱第3条に規定する対象児童をいう。

2 前項の規定にかかわらず、保育所等及び地域型保育事業所等において私学助成（特別支援教育経費）による補助対象とされた児童は、同一保育所等における当該年度について、この要綱に基づく補助の対象から除外する。

（補助対象事業）

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱に基づき保育所等及び地域型保育事業所等が行う障がい児保育事業、医療的ケア児保育事業及び多様な事業者の参入促進事業とする。

（補助金額の算定方法）

第5条 障がい児保育事業費補助金及び多様な事業者の参入促進事業費補助金の額は、別表1及び別表2に定める児童一人当たりの基準額に、前条に定める事業の対象として保育等の実施を行った当該児童毎の月数の合計を乗じて得た額と当該実施事業者が支出した対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。また、医療的ケア児保育事業費補助金の額は、別表3に定める基準額と当該実施事業者が支出した対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項に定める月数の計算に当たっては、月途中の認定、認定解除又は退所によって一月未満の期間が存する場合には、それぞれ一月として計算するものとする。

3 月途中に認定区分が変更となる場合には、当該月の基準額は月初日の認定区分に基づくものとする。

4 ただし、対象経費のうち人件費については、公定価格及びその他の補助制度の対象となるものを除く。

（補助金の交付申請）

第6条 実施事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（障がい児保育事業費補助金の場合は様式1の1、多様な事業者の参入促進事業費補助金の場合は様式1の2及び医療的ケア児保育事業費補助金の場合は様式1の3）を、毎年度、市長に提出するものとする。

2 前項の補助金の交付申請以降、入所児童が新たに障がい児保育事業費補助金の対象となる児童、多様な事業者の参入促進事業費補助金の対象となる児童及び医療的ケア児保

育事業費補助金の対象となる児童となった場合は、市長が別に定める方法により申請を行うこととする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、補助金交付決定通知書（障がい児保育事業費補助金の場合は様式2の1、多様な事業者の参入促進事業費補助金の場合は様式2の2、医療的ケア児保育事業費補助金の場合は様式2の3）により、実施事業者に通知するものとする。

(補助金の概算交付)

第8条 市長は、前条により補助金額を決定したときは、実施事業者の申出に基づき、決定額に相当する額を概算交付することができる。

(事業実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた実施事業者は、当該年度の補助対象事業終了後又は補助対象事業廃止後一月以内に、事業実績報告書（障がい児保育事業費補助金の場合は様式3の1、多様な事業者の参入促進事業費補助金の場合は様式3の2、医療的ケア児保育事業費補助金の場合は様式3の3）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書（障がい児保育事業費補助金の場合は様式4の1、多様な事業者の参入促進事業費補助金の場合は様式4の2、医療的ケア児保育事業費補助金の場合は様式4の3）により、実施事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第11条 市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が規則第17条第1項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、第10条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、第12条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じた年利で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 市長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業につ

いて交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第17条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。

2 札幌市障害児保育事業補助金交付基準（昭和57年8月26日制定）は廃止する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年6月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定によってなされた交付決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされた交付決定その他の行為とみなす。

附 則

この基準は、平成22年8月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年12月12日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月2日から施行し、医療的ケア児保育事業費補助金に関する規定については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年2月17日から施行し、医療的ケア児保育事業費補助金に関する規定については、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、現に改正前の要綱の規定によってなされた交付決定その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされた交付決定その他の行為とみなす。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1 障がい児保育事業について

区 分	児童一人当たりの基準額	補助対象経費
障がい・医療的ケア児保育実施要綱別表1-1（この表において以下同じ）において、軽度に区分される児童	97,320円	障がい児を保育するための保育士等の人件費等、障がい児保育事業に要する経費
中度に区分される児童		
重度に区分される児童		

別表2 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

児童一人当たりの基準額	補助対象経費
65,300円	支援が必要な子どもを受け入れるための保育士等の人件費等、多様な事業者の参入促進・能力活用事業に要する経費

別表3 医療的ケア児保育補助事業について

補助基準額（1か所当たり）	補助対象経費
<p>1. 基本分単価</p> <p>(1) 一カ月に、児童一人が在籍し、看護師を配置する場合の基準額 月額 483,100円</p> <p>(2) 一カ月に、児童二人以上が在籍し、複数の看護師を配置する場合の基準額 月額 966,200円</p> <p>※児童二人以上が在籍し、看護師を複数配置していない場合の基準額は(1)を適用する。</p>	<p>医療的ケアが必要な子どもを受け入れるための看護師の人件費等、医療的ケア児保育補助事業に要する経費</p>
<p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算 年額 300,000円</p> <p>(2) 医療的ケア児の備品補助 年額 100,000円</p> <p>(3) 災害対策備品整備 年額 100,000円</p> <p>(4) 園外活動移動支援加算 年額 40,000円</p>	<p>(1) 医療的ケア児保育補助事業を実施するために必要な研修の受講に要する経費</p> <p>(2) 医療的ケア児保育補助事業を実施するために必要な備品の購入に要する経費</p> <p>(3) 医療的ケア児保育補助事業を実施するために必要な災害対策備品の整備に要する経費</p> <p>(4) 医療的ケア児保育補助事業を実施するために必要な園外活動における移動に要する経費</p>